

社会福祉法人高知慈善協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知慈善協会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(理事長の報酬等)

第2条 理事長は、各週に1回程度、各1時間以上の法人運営のための業務を法人本部又は法人の各施設等で行うものとする。

2 理事長の法人運営のための業務に対し、報酬として各月60,000円、各年度の総額720,000円を支給できるものとする。

3 理事長が法人用務で出張したときは、職員の旅費規程に定める基準により旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等)

第3条 非常勤の役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

理事((1)及び(3)は理事長を除く)、監事及び評議員

	日額
(1)理事会等会議への出席	6,000円
(2)社会貢献事業としての子育て支援等相談対応	2,000円
(3)上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

2 非常勤の役員等への当条に基づく各年度の報酬の総額は964,000円を超えない範囲で支給できるものとする。

3 非常勤の役員等が法人用務で出張したときは、職員の旅費規程に定める基準により旅費を支給する。

(常勤役員への報酬)

第4条 当法人常勤役員は、当法人職員を兼務しており、職員給与を支給しているため、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給時期は、次のとおりとする。

(1) 理事長への報酬は、正規職員への給与支払日に支払うものとする。

(2) 非常勤の役員等への報酬は、支給対象となる会議等に出席した都度支給する。

(3) 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等がその職務を行うために、第2条又は第3条に定める報酬額を超えて費用を要したときは、その超える実費を支給できるものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は平成29年4月1日より施行する。
- 2 役員等の費用弁償等に関する規程並びに理事長の服務及び報酬等に関する規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。
- 3 この規程は平成30年6月15日から施行し、第2条第2項の改正規程は平成30年4月1日から適用する。
- 4 この規程は令和3年6月16日から施行し、令和3年7月1日から適用する。
- 5 この規程は、令和6年7月1日から施行する。